

令和6年度町県民税申告

申告予定者数を考慮して地区ごとの相談日を設定しています。ご都合が悪い場合は対象地区以外の日程でも申告できますが、**対象地区優先案内となりますのでご理解の方お願いします。**また、終期になると大変混み合いますので、お早めにお越し下さい。

■申告受付時間

※混雑状況によっては、11時を待たずに午前の受付を終了する場合があります。

午 前	8 : 30 ~ 11 : 00
午 後	13 : 30 ~ 16 : 00

■申告受付日程表

期 日		受 付 地 区	会場
2月16日	金	全地区	久米島町役場 (終日)
2月19日	月	宇江城、比屋定、阿嘉	
2月20日	火	真謝	
2月21日	水	宇根、真泊、泊、奥武	
2月22日	木	謝名堂、イーフ	
2月26日	月	比嘉、真我里	
2月27日	火	銭田、島尻、山城	
2月28日	水	儀間	
2月29日	木	全地区	具志川改善センター (終日)
3月 1日	金	嘉手苅、大田	
3月 4日	月	兼城、仲泊	
3月 5日	火	仲泊、鳥島	
3月 6日	水	北原、大原	
3月 7日	木	山里、上江洲	
3月 8日	金	久間地、西銘	
3月11日	月	仲村渠、具志川、仲地	
3月12日	火	全地区	
3月13日	水	全地区	
3月14日	木		
3月15日	金		

税理士無料相談会

複雑な申告を要する方は、税理士による「無料相談会」にお越しいただき申告されるようお願いします。

期 日	午 前	午 後	場 所
2月19日 月	10:00~11:30	13:00~16:00	久米島町役場
2月20日 火	9:00~11:30		

【対象者】※必要書類等は北那覇税務署へ事前にご確認ください。

- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 事業所得や不動産所得の損失申告をされる方
(不動産や株式等の譲渡に関する申告は、ご自身で申告ください)
- 消費税の申告をされる方 など

税理士相談会にお越しいただけない方は、北那覇税務署へ直接申告相談されるようお願いします。

お問い合わせ先：北那覇税務署 ☎877-1324

お 願 い

- 必要経費や医療費控除の収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などは事前に整理し、計算してお越し下さい。
- 3月16日から5月31日までの期間は新年度課税の準備を行うため、申告相談を中断します。期限内での申告をお願いします。
- 具志川改善センターで申告相談所を開設する期間は、職員が出向いて対応しますので、仲里庁舎での申告は出来かねますのでご了承ください。
- インボイス登録(適格請求発行事業者)の消費税申告書の作成については税務課で対応できません。税理士無料相談会または、ご自身で申告されますようお願いいたします。
- 個人で作成された消費税申告書の提出については、税務課で行っています。

★マイナンバー記載について

平成28年分の所得申告からマイナンバーの記載が義務付けられています！

- 申告の際にマイナンバー確認と身元確認を行いますので、下記(ア)の書類をご持参下さい。

申告に必要なもの

(ア)マイナンバーが確認できるもの ※マイナンバー(個人番号)確認と身元確認を行います。

* マイナンバーカードをお持ちですか？
(個人番号カード)

お持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認
(番号確認と身元確認)が可能です。

お持ちでない方
(①②を持参)

- ①番号確認書類 マイナンバー通知カード
- ②身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか1つ

(イ)収入・経費を証明できるもの

- * 給与所得、公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など(扶養する家族の分を含む)
- * 事業所得(農業、漁業、営業等)の方は収入や必要経費などを確認できる書類
(収支内訳書、領収書、販売証明、購買証明など ※ご持参いただけない場合、申告受付できません。)

(ウ)所得から控除する額を確認できるもの

- * 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、損害保険料などの領収書または支払証明書
- * 医療費控除を受けられる方は、その領収書や補てん金(高額医療、医療保険など)を確認できる書類
- * 障害者控除を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- * 寄付金税額控除を受けられる方は、寄付金の領収書

お問合せ：税務課 985-7127

のお知らせ

申告は郵送でも
できるよ！



申告期間：2月16日～3月15日まで

令和6年度町県民税を決定するために、前年1年間(令和5年中)の収入について申告していただきます。

この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「所得証明書が発行できない」「保育料が高い段階になる」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月15日(金)までに申告して下さい。

あなたは申告が必要？確認してみましょう

スタート！

令和6年1月1日にお住まいの
住所は久米島町ですか？

いいえ

久米島町への申告は不要です。

市町村民税の申告は、1月1日に住民登録をしている市町村へ

はい

令和5年中(1月1日～12月31日)
に収入はありましたか？

いいえ

町県民税の無収入(0:ゼロ)申告をして下さい 【※1】

はい

どんな収入がありましたか？(複数の収入がある場合や、給与収入が2千万円を超える場合は②に進みます)

① 給与のみ

② 営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡、一時、雑収入など
(給与、年金所得者で他の収入がある場合も含みます) 【※2】

③ 年金収入のみ 【※3】

勤務先で年末調整は済ん
でいますか？

いいえ

○所得税を計算した場合、納税が
必要ですか？【※4】

いいえ

年金収入が400万円以下で
その他の所得金額が20万
円以下ですか？

はい

2ヶ所以上から給与や報
酬をもらっていますか？

はい

○還付を受けられますか？

はい

いいえ

配偶者、扶養、社会保険、生
命保険、医療費等の控除を
受けますか？

いいえ

医療費、住宅借入金【※
2】、寄付金等の控除を受
けますか？

はい

所得税の確定申
告が必要です

町県民税の申告
が必要です【※5】

申告は不要です。

いいえ

【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川出張所(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。

【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、税理士無料相談会で申告をお願いします。

【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をしてください。

【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越しください。

【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)

申告の際は利用者識別番号が必要になります！

令和3年分より、町で作成・受付をした申告書は電子データで税務署に提出することから、申告者の利用者識別番号(16桁)が必要になります。番号を取得していない場合は、申告会場で番号取得をするためご協力をお願いします。

なお、昨年役場で申告した方は、利用者識別番号を発行した書類をご持参ください。

◆ 利用者識別番号とは？

e-Taxを利用するために必要な16桁の番号のことで、利用者本人を確認するものです。

※マイナンバーとは異なります。